

令和8年度採用

品川区会計年度任用職員(庶務課教育サポートスタッフ)募集案内

令和8年1月5日

品川区教育委員会

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、採用予定数等

職種	職	職務内容	採用予定数
専門・経験職	教育サポートスタッフ	区立幼稚園、小学校、中学校および義務教育学校における学校運営の充実を図るために必要な調査、事務のサポートに関する事務	1名

2. 受験資格

公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。(最終ページ参照)

3. 採用予定時期

令和8年4月1日以降

4. 任期

採用日から令和9年3月31日までの間

5. 合格者の取扱い

選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和9年3月31日までです。

6. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

7. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

8. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和8年2月初旬（予定） ※合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。

※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

(2) 第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	令和8年2月中旬（予定）
選考方法	面接
最終合格発表	令和8年2月下旬（予定） ※合否に関わらず、第二次選考受験者全員に郵送で通知します。

9. 選考会場

品川区役所 第二庁舎8階 教育委員室（品川区広町2-1-36）

（JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分）

※ 選考会場の詳細は、第一次選考合格発表通知でお知らせします。

10. 申込手続き

履歴書兼申込書に必要事項を記入し、下記提出先まで、郵送または持参してください。なお、写真は6ヶ月以内に撮影したものを添付してください。

※ 採用となった場合、履歴書兼申込書に貼付した写真を職員証に使用します。

方法	受付期間
電子申請	令和8年1月5日（月）～1月30日（金） ※「品川区電子申請サービス」からご申請ください。  品川区電子申請 サービスはこちら
郵送申込	令和8年1月5日（月）～1月30日（金）【必着】 ※ A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、必ず簡易書留で郵送してください。 なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）の 午前8時30分～午後5時00分 ※ 土・日曜日及び祝日を除く。
提出先	〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区教育委員会事務局庶務課庶務係（第二庁舎7階）

11. 勤務条件等 ※ 令和8年1月5日現在

(1) 報酬（地域手当相当報酬含む）

月額218,304円

※ 給与改定や制度改革が行われた場合は、その額によります。

(2) 諸手当に相当する報酬等

期末・勤勉手当および通勤手当や超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

(3) 勤務日数・勤務時間

週4日・1日あたり7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）

※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となります。土曜授業や学校行事によっては土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※ 公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに労働災害補償または公務災害補償の対象にもなります。

12. 郵送・持参・問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区教育委員会事務局庶務課庶務係（第二庁舎7階）

電話：03-5742-6824（直通） FAX：03-5742-6890

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

13. その他

性犯罪前科の確認について

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。）に基づき、職務内容によっては特定性犯罪の前科の有無を確認させていただく場合があります。

《参考》 地方公務員法第16条

- 受験資格にある、地方公務員法第16条の次格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。
1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

個人情報の取扱いについて

個人情報については、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【品川区役所 案内】

